

一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱

制定 平成13年 3月 7日区長決定

要綱第16号

平成15年 8月13日部長決定

要綱第69号

平成15年11月25日部長決定

要綱第114号

平成17年 2月18日部長決定

要綱第5号

平成28年 2月22日部長決定

要綱第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理および清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号または第2条の3第2号ならびに品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成12年品川区規則第8号。以下「規則」という。）第62条の規定に基づき、一般廃棄物再生利用業の指定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、省令および規則の例による。

（一般廃棄物再生利用業者の指定申請）

第3条 省令第2条第2号に規定する再生利用されることが確実な一般廃棄物のみを収集し、または運搬する業（以下「一般廃棄物再生輸送業」という。）の指定を受けようとする者は、一般廃棄物再生輸送業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。ただし、区長が別に指定する者については、この限りでない。

- (1) 住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 再生利用の目的
- (4) 取引関係
- (5) 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類および数量
- (6) 主たる事務所以外の事務所、事業場および運搬車の車庫等の名称および所在地
- (7) 従業員の数

2 前項の申請書には、次に掲げる書類および図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款または寄附行為および登記簿謄本）
- (2) 印鑑登録証明書

- (3) 取引関係を記載した書類
- (4) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) その他区長が必要と認める書類および図面

3 省令第2条の3第2号に規定する再利用されることが確実な一般廃棄物のみの処分をする業（以下「一般廃棄物再生活用業」という。）の指定を受けようとする者は、一般廃棄物再生活用業指定申請書（様式第2号）に次に掲げる事項を記載し、区長に提出しなければならない。ただし、区長が別に指定する者については、この限りでない。

- (1) 住所および氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 再生利用の目的
- (4) 再生利用の方法
- (5) 取引関係
- (6) 主たる事務所以外の事務所および事業場の名称および所在地
- (7) 従業員の数

4 前項の申請書には、次に掲げる書類および図面を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（法人にあつては、定款または寄附行為および登記簿謄本）
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 取引関係を記載した書類
- (4) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (5) 再生利用のための施設の平面図、構造図および再生工程図
- (6) 再生利用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (7) その他区長が必要と認める書類および図面

(指定の基準)

第4条 前条第1項に規定する一般廃棄物再生輸送業の指定を行う場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再生利用されることが確実な一般廃棄物（以下この条において「対象一般廃棄物」という。）の排出事業者のみからその運搬の委託を受ける者であること。
- (2) 再生輸送の用に供する施設および申請者の能力が、省令第2条の2各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (3) 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領し、再生輸送が営利を目的としないものであること。
- (4) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (5) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

2 前条第3項に規定する一般廃棄物再生活用業の指定を行う場合の基準は、次に掲げる

とおりとする。

- (1) 対象一般廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受ける者であること。
- (2) 再生活用の用に供する施設および申請者の能力が、省令第2条の4各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (3) 排出事業者から引き取られた対象一般廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること。
- (4) 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領し、再生活用が営利を目的としないものであること。
- (5) 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- (6) 排出事業者との間で対象一般廃棄物の再生利用にかかる取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (7) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (8) 申請者が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(指定)

第5条 区長は、第3条第1項および第2項の規定による申請が前条第1項に規定する基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生輸送業の指定を行うものとする。

2 区長は、第3条第3項および第4項の規定による申請が前条第2項に規定する基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生活用業の指定を行うものとする。

3 前2項に規定する指定には、期限を付し、または生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 区長は、第1項の規定により指定をしたときは一般廃棄物再生輸送業指定証（様式第3号）を、第2項の規定により指定をしたときは一般廃棄物再生活用業指定証（様式第4号）を交付する。

(業の変更の指定申請)

第6条 前条第1項の規定により指定を受けた者（以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。）が、第3条第1項第2号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物再生輸送業変更指定申請書（様式第5号）を区長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 第3条第2項および第4条第1項の規定は、前項の申請について準用する。

3 前条第2項の規定により指定を受けた者（以下「一般廃棄物再生活用業者」という。）が、第3条第3項第2号または第4号に規定する事項を変更しようとするときは、一般廃棄物再生活用業変更指定申請書（様式第6号）を区長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 第3条第4項および第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(変更届)

第7条 一般廃棄物再生輸送業者が第3条第1項第1号もしくは第3号から第7号までに規定する事項を変更したとき、または一般廃棄物再生活用業者が同条第3項第1号、

第3号もしくは第5号から第7号までに規定する事項を変更したときは、その変更をした日から10日以内に、変更届（様式第7号）により区長に届け出なければならない。

（業の廃止届）

第8条 一般廃棄物再生輸送業者または一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部もしくは一部を廃止したときは、その廃止した日から10日以内に、業の廃止届（様式第8号）により区長に届け出なければならない。

（指定の取り消し）

第9条 区長は、一般廃棄物再生輸送業者が第4条第1項第1号から第4号に規定する基準に該当しないと認めたとき、または一般廃棄物再生活用業者が同条第2項第1号から第7号に規定する基準に該当しないと認めたときは、その指定を取り消すことができる。

2 区長は、一般廃棄物再生輸送業者が第4条第1項第5号に規定する基準に該当しないと認めたとき、または一般廃棄物再生活用業者が第4条第2項第8号に規定する基準に該当しないと認めたときは、その指定を取り消さなければならない。

3 前2項に規定する指定の取り消しは、指定取消書（様式9号）により行うものとする。

（有効期間の延長）

第10条 一般廃棄物再生輸送業者または一般廃棄物再生活用業者は、指定証の有効期間の延長を申請しようとするときは、指定証有効期間延長申請書（様式第10号）を区長に提出しなければならない。

（指定証の返納）

第11条 一般廃棄物再生輸送業者または一般廃棄物再生活用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに区長に指定証を返納しなければならない。

- (1) その業の指定を取り消されたとき。
- (2) その業を廃止したとき。
- (3) 指定証の有効期間が満了したとき。
- (4) 指定証をき損したとき。

（指定証の再交付申請）

第12条 一般廃棄物再生輸送業者または一般廃棄物再生活用業者は、指定証を紛失し、またはき損したときは、直ちに指定証再交付申請書（様式第11号）により区長に届け出て、指定証の再交付を受けなければならない。

付 則

この要綱は、平成12年4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年8月18日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年3月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月 1日から適用する。